

静岡県告示第112号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年2月28日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
メチル＝2－[1－（4－フルオロブチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類（通称名4F－MDMB－BINACA）	令和2年2月29日
N－[1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル]－N－フェニルペンタンアミド及びその塩類（通称名Valerylphantanyl）	令和2年2月29日
（8R）－1－アセチル－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド及びその塩類（通称名ALD－52、1－Acetyl－LSD）	令和2年2月29日
1－（1，3－ベンゾジオキソール－5－イル）－2－（ブチルアミノ）ペンタン－1－オン及びその塩類（通称名N－Butylpentylone）	令和2年2月29日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。